

公立学校教職員の懲戒処分の概要

○わいせつな行為（盗撮） 信用失墜行為

- | | |
|-----------|--|
| (1) 処分年月日 | 令和5年10月18日 |
| (2) 処分の量定 | 免職 |
| (3) 所属・職種 | 公立学校教職員 |
| (4) 処分の理由 | <p>令和5年7月6日午前7時20分、鳥取市内地下通路において、女子高校生に対して、あらかじめ靴に装着していた小型カメラをスカートの中に差し向けて、スカート内を動画撮影する行為を行った。</p> <p>この他にも、令和3年3月中旬から令和5年8月中旬にかけて、上記小型カメラ等を使用して、女性のスカート内を動画撮影する行為を繰り返した。</p> |

公立学校教職員の懲戒処分の概要

○信用失墜行為

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 処分年月日 | 令和5年10月18日 |
| (2) 処分の量定 | 免職 |
| (3) 所属・職種 | 県立学校教職員 |
| (4) 処分の理由 | 生徒と不適切な関係を持った。 |